

令和8年第29回（6月）川俣町農業委員会定例総会会議録

令和8年6月16日（火曜日）午後1時30分開会

1. 応招（出席）委員は次のとおりである。

1 番 高 橋 亨 君	2 番 佐 藤 朋 子 君	3 番 安 田 泰 良 君
4 番 廣 野 忠 次 君	5 番 伊 藤 正 清 君	6 番 佐 藤 眞 一 君
7 番 佐 藤 吉 彦 君	8 番 菅 野 儀 政 君	9 番 齋 藤 勝 士 君
10 番 間 律 子 君	11 番 谷 田 部 広 好 君	13 番 菅 野 幹 雄 君
14 番 齋 藤 広 幸 君	15 番 大 内 勇 人 君	16 番 落 合 啓 好 君
17 番 菅 野 利 則 君	18 番 菅 野 朝 夫 君	19 番 高 橋 忠 俊 君

2. 不応招（欠席）委員は次のとおりである。

12 番 遠 藤 政 信 君

3. 説明のため出席した事務局職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	穴 沢 幸 也 君	副 主 査	武 藤 有 哉 君
農 地 係 長	酒 井 可 南 子 君		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案の上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（許可）

議案第2号 川俣農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案審議

議案内容説明・質疑・討論・採決（議案第1号～第2号）

会 議 の 経 過

○議長（菅野儀政君） ただいまから第29回川俣町農業委員会定例総会を開会いたします。

出席の農業委員は8名です。農地利用最適化推進委員の出席は10名です。定数に達しておりますので、定例総会は成立しております。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） それでは、日程第1、議事録署名委員を指名させていただきます。会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） それでは、議長より指名させていただきます。

2番、佐藤朋子委員、3番、安田泰良委員をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（許可）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農地法第3条の許可申請の許可に係るものは、所有権移転1件でございます。

1ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、審査のうえ決定するものとする。

令和8年6月16日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農地法第3条第1項の許可申請

番号、許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由、申請当事者の経営面積、自小作別の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名職業

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○○○○○○○○○

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

畑 ○○○㎡

計 ○筆 ○○○㎡

許可を受けようとする理由

申請地は、譲受人の自宅と隣接し、利便性と作業効率が良いため、譲り受けて耕作を行いたい。

(所有権移転 ○○○円／㎡)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○㎡
	畑	○○○㎡
	合計	○○○㎡
譲受人	田	○○○㎡
	畑	○○○㎡
	合計	○○○㎡

自小作別 自作地

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号1について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、16番、落合啓好委員、お願いします。

○16番（落合啓好君） 16番、落合です。

申請の件ですが、6月8日、譲受人の案内で農業委員の佐藤委員と現地確認いたしました。なお、譲渡人につきましては、遠方なので電話で確認をいたしました。双方とも申請どおり間違いのないことでしたので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第3、議案第2号「川俣農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） それでは、4ページをお開きください。

議案第2号 川俣農業振興地域整備計画の変更（案）について

川俣農業振興地域整備計画の変更（案）に対して、川俣町長より意見を求められたので、審査のうえ意見書を提出するものとする。

令和8年6月16日提出

いたします。

それでは、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番、高橋亨委員、よろしくお願いします。

○1番（高橋亨君） 1番、高橋です。

図番号1につきましてですが、先日電話確認をさせていただきました。申出者、土地所有者ともに農振地区への編入をお願いしたいということで間違いなかったということです。

あとは、図番号2、3、4、5は同一案件ということなんですけれども、まず図番号2を飛ばしまして図番号3、4、5、こちらは申出者の立会いの下、現地確認をしてまいりました。申出者お二方と土地所有者の方、3人とも間違いがないということでございましたので、こちらもご審議をお願いします。

その上で、図番号2の道路を代替敷設するということなんですけど、図番号3、4、5の鶏舎建築予定地の中に道路が通ってまして、この道路をこちらの図番号2の土地に代替敷設するということでした。場所の確認をしてきましたら、畑の周りをぐるっと囲うように代替敷設できるということで、こちらも土地所有者の方、間違いなかったということでしたので、皆さんちょっとややこしいかもしれないんですけども、全部これは問題ないところでしたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○14番（齋藤広幸君） 14番、齋藤です。

分からないので教えていただきたいんですけども、図番号2は現況、登記簿ともに農地でないにもかかわらず、どうしてこの農用地利用計画の変更に該当するのか、教えていただきたいのでお願いします。

○議長（菅野儀政君） 事務局で。

○農地係長（酒井可南子君） こちらについては、令和元年頃に、今既存のシャモ鶏舎が1棟あるんですけども、そちらを建てる時に、農業用施設用地としてまず農振の区分の変更を行いました。その後、こちらの鶏舎施設を建てるに当たって農地転用手続を行いまして、それに伴う登記簿の登記地目の変更を行ったため、現在宅地というふうに扱われております。ただし、その宅地になった状態でも農振区分はまだ農業用施設用地ということで残ってまして、それが青地の一種といいますか、農振を除外したというわけではないという扱いのようです。

ですので、これまでどおり鶏舎のままでしたら、現況や登記簿は宅地で農振区分は農業用施設用地ということでもいいんですけども、今回、鶏舎以外の用途、農業用以外の用途も兼ねた道路になるということで、農業用施設用地としては取り扱えないということで、農振の除外を行うということで、今回地目は宅地なんですけれども、農振のこちらの除外を行うとなった次第です。

よろしくお願いします。

(午後 1 時 4 6 分)

以上、事実と相違ないことを証するため署名する。

川俣町農業委員会

議 長 菅 野 儀 政

議事録署名人 佐 藤 朋 子

議事録署名人 安 田 泰 良